

令和3年6月15日
【農林水産省】

【概要書】

森林・林業基本計画

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

森林・林業基本計画の変更について（概要）

1. 趣旨

森林・林業基本計画(以下「基本計画」という。)は、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第11条の規定に基づき、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に向け、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

このため、平成28年5月に閣議決定された現行の基本計画を変更するものである。

2. 内容

基本計画には、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、森林及び林業に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めることとされており、その主な内容は、以下のとおりである。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

森林の適正な管理と林業及び木材産業の持続的な成長発展により、カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現する。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

森林所有者等による森林の整備・保全、林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定する。

- ① 「森林の有する多面的機能の発揮」の目標については、5年後（令和7年）、10年後（令和12年）、20年後（令和22年）の目標とする森林の状態を提示する。
- ② 「林産物の供給及び利用」の目標については、10年後（令和12年）における総需要量を87百万 m^3 と見通し、国産材の供給量及び利用量の目標として42百万 m^3 を提示する。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
- 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
- 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策
- 4 国有林野の管理及び経営に関する施策
- 5 その他横断的に推進すべき施策
- 6 団体に関する施策

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

森林・林業に関係する様々な組織や関係者が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力。政策評価等を通じ、施策の進行管理と必要な見直しを実施する。